

「みえのしごと」魅力発見事業 実施要項 【小中学校】

三重県教育委員会事務局高校教育課

1 趣旨

社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を備え、地域への関心と愛着を持って将来地域社会で活躍しようとする意欲のある児童生徒を育成するために、県内に魅力のある職場や仕事があることについて児童生徒の理解を促す取組を行う小学校及び中学校を支援する。

2 内容

児童生徒が地域の魅力を知るため、地域で活躍する職業人等との交流をとおした出前授業の実施について支援する。

本事業における講師は、県内に在住または在勤している者とする。

※ 実施校数は20校程度とする。

3 事業期間

平成29年5月29日（月）から平成30年3月16日（金）まで

4 実施手続等

(1) 実施計画書の提出（小中学校）

事業を希望する学校は【小中学校提出用】（様式1）を作成のうえ、市町等教育委員会に提出する。

(2) 実施計画書の提出（市町等教育委員会）

市町等教育委員会は、所管する小中学校のうち本事業の実施を希望する学校がある場合は、別途定める実施計画書【市町等教育委員会とりまとめ用】（様式2）と実施計画書【小中学校提出用】（様式1）の電子ファイルを、三重県教育委員会事務局高校教育課（以下高校教育課）に提出する。

(3) 事業実施校の決定

高校教育課は、上記（2）により提出のあった内容を審査し、適当であると認めた場合、当該小中学校を本事業の実施校に指定し、所管する市町等教育委員会を通して通知する。

5 実施方法

(1) 本事業については、実施校、市町等教育委員会、三重県教育委員会の共催により実施する。

(2) 報償費の合計は実施回数に関係なく、20,000円までとする。

(3) 実施計画のうち、1回以上は土曜日の授業として実施する。

- (4) 実施校は、教育課程上の位置づけ（各教科、総合的な学習の時間、特別活動など）を明確にして、他の教育活動との関連を図りながら実践する。
- (5) 児童生徒が地域の職場や仕事の魅力を知るため、地域で活躍する職業人等を講師の候補とする。
- (6) 生徒が講師と直接対話できるように努め、実施後に次の5項目についてアンケートや自己評価等を実施し、生徒の成長や変容を数値で把握して実施報告書で報告するものとする。

質問項目	ア	イ	ウ	エ
① 県内に魅力のある職場や仕事があることについて理解することができた。	(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)
② 働く意味やいろいろな仕事について考えることができた。	(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)
③ 自分がどのように社会の役に立てるかを考えることができた。	(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)
④ これから、授業以外のいろいろな体験・学習活動に参加してみたい。	(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)
⑤ これから、将来の目標や希望する進路を実現するために行動したい。	(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
	(人数)	(人数)	(人数)	(人数)

6 事業費

- (1) 三重県教育委員会は、事業実施に必要な経費のうち、講師派遣に伴い必要となる報償費及び旅費を予算の範囲内で支援する。
- (2) 実施校は、実施日が決定後、速やかに講師情報（様式3）及び交通手段報告（様式4）を作成のうえ、市町等教育委員会を經由して、高校教育課に提出する。
- (3) 高校教育課は、上記(2)により提出のあった書類により、講師派遣に伴う経費の支払手続きを行う。
- (4) 報償費は、三重県教育委員会報償費支給基準により支払うものとする。
- (5) 派遣に要する旅費は、実費（職員等の旅費に関する条例に基づく）を支払う。
- (6) 講師が国縣市町等行政機関に所属する場合は、旅費のみを支払う。
- (7) 1校あたりの報償費の上限金額は20,000円とし、多くの学校で実施ができるように調整を行う。なお、同一講師が同一校において複数回の授業等を行う場合は、報償費及び旅費を1回分のみ支払うこととする。 ※ 下線部は事前に講師から了承願うようにしてください。
- (8) 本事業は国費を含むので、関係証拠書類の保管を必ずしておくこと。

7 報告書の提出等

- (1) 実施校は、事業実施後、速やかに完了報告書（様式5）を高校教育課に提出す

る。なお、高校教育課は、完了報告書の提出後に、講師に対する経費の支払手続きを行う。

(2) 実施校は、平成30年3月16日(金)までに市町等教育委員会を通じて実施報告書(様式6)の電子ファイルを、高校教育課に提出する。(集約・編集の都合上、紙媒体の提出は不可とします。)

(3) 講師の変更等がある場合は、実施校において速やかに変更届(様式任意)を作成し、市町等教育委員会を経由して高校教育課に提出する。

8 成果の普及

(1) 実施校は、高校教育課の要請に応じて、高校教育課が実施する会議や研修会等で本事業の成果等について発表・報告を行うものとする。

(2) 実施校は、成果の普及を図るため、積極的な情報提供を行うものとする。